

財團 協調會 福岡出張所

3. 實行運動の方法

本大會の趣旨貫徹を期するため左記事項を實行す

- 一、各郡市より二名以上の委員を選定し即刻上京せしめ關係各方面に對し猛運動を開始すること
- 二、各郡市農會並農村產業組合は直ちに個人名又は團體名を以て天々各關係方面に對し成るべく多數打電し之を鞭撻すること
- 三、本大會參會者一同の署名捺印を以て本日關係各方面へ陳情書を提出すること
- 四、全農業者は各郡市毎に大會の開催又は市町村毎に決意書を作成し選出代議士宛十四日迄に到着する様送付すること

財團 協調會 福岡出張所

4. 陳情文

米穀、産商關係の諸法案は無修正にて貴衆兩院を通過する様一層御配慮相煩度此段及陳情候也

昭和十年三月九日

福岡縣農業者大會